

■自民党バス議連幹部の先生方による財務省及び総務省への申し入れが行われました

去る10月14日（水）に開催された自由民主党バス議員連盟における決議（税制改正要望等）について、11月26日（木）に、バス議員連盟幹部の先生方がタクシー・ハイヤー議員連盟幹部の先生方とともに、中西財務副大臣、熊田総務副大臣、新谷総務副大臣へそれぞれ要望活動を行っていただきました。

日本バス協会三澤会長もこれに同行し、日本バス協会からも要望をお伝えして参りました。

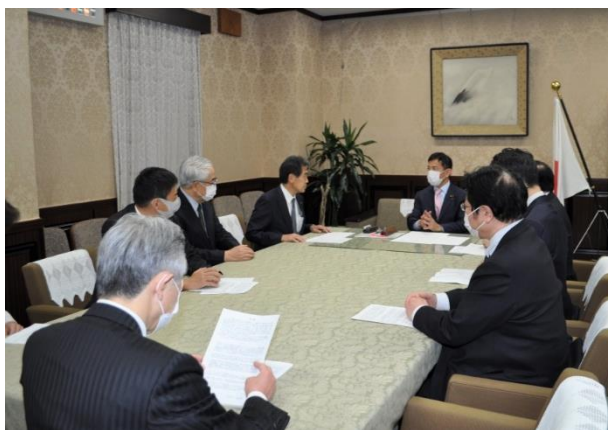
※決議の内容については、次ページのとおりです。

【要望に行かれた先生方（順不同）】

バス議連会長	逢沢 一郎 先生
タクシー・ハイヤー議連会長	渡辺 博道 先生
バス議連幹事	西村 明宏 先生
バス議連事務局長	盛山 正仁 先生
バス議連事務局次長	武井 俊輔 先生
バス議連事務局次長	堀内 詔子 先生
バス議連事務局次長	中根 一幸 先生



（中西財務副大臣への要望）



（熊田総務副大臣への要望）



（新谷総務副大臣への要望）

決 議

バスは、国民に最も身近な公共交通機関として、地域住民の日常生活を支える交通として、また、観光やビジネスを支える都市間の移動手段として、国民生活に欠かせない重要な役割を果たしている。また、近年、バスの輸送人員は、都市部では緩やかな増加傾向が見られるものの、地方部では人口減少などにより、厳しい経営状況が続いている。

特に本年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、貸切バスは3月以降ほとんど稼働のない状況であり、県境を越える移動自粛等により、高速バスも大幅な減収となっている。また、地域の乗合バスは、外出自粛や在宅勤務の拡大等により、需要が急激に減少する中でも、エッセンシャルサービスとして運行を継続することが求められ、地方部のみならず都市部においても深刻な影響を受けている。

バスが、一層、安全性を向上しつつ、利用者のニーズに応じて、地域公共交通機関としての役割はもとより、観光やビジネスを支える移動手段として、サービスの提供を継続できるよう、バス事業者に対する国の積極的な支援措置が必要不可欠である。

このため、政府は、以下の事項を確実に実施すべきである。

記

1. 新型コロナウイルス感染症による影響下においても、バスがサービスの提供を継続できるよう、利用者及び運転者を感染から守るための徹底的な感染防止対策を支援するとともに、運転者の労働環境を維持・改善し、バス事業を継続するために必要な雇用調整助成金や資金繰り支援の充実化、公租公課の負担軽減、地方創生臨時交付金の活用等を図ること。また、バス事業者に政策効果が十分に及ぶよう、Go To Travel 事業を推進するなど、バス利用者が増加するような需要喚起策を支援すること。
2. 地域住民の生活交通として必要不可欠だけでなく、観光客の移動を支えるなど地域活力の維持・活性化にも欠かせない重要な役割を担っているため、地方バス路線の維持確保を図るための運行費や車両購入費等への支援に必要な予算を確保すること。
3. 都道府県の条例で定める路線を運行する乗合バス車両の自動車税（環境性能割）の非課税措置、バリアフリー対応車両や衝突被害軽減ブレーキ等を装備した車両に対する自動車重量税・自動車税（環境性能割）の特例措置の延長・拡充、自動車重量税・自動車税（環境性能割）のエコカー減税制度の延長、営業用バスに関する自動車税等の軽減（いわゆる営自格差）の堅持などの負担軽減を図るために必要な税制措置を講じること。
4. バリアフリー化、BRT（バス高速輸送システム）、ICカードシステム、バスロケーションシステム、無料WiFi、多言語対応、先進安全自動車、次世代環境対応車など、安全性の確保、利便性の向上及び環境対策に係る必要な予算・税制措置を講じること。
5. バスの運転者の確保・育成に向けて、働き方改革を実現するための関連制度の見直しや支援措置などを講じ、官民一体となった取組を着実に推進すること。
6. バス事業における安全性の向上と法令遵守を徹底し、まじめに取り組んでいる事業者が益々活躍できるよう、軽井沢スキーバス事故を受けとりまとめられた対策を着実に推進し、法令違反の早期是正と不適格者の排除等を行うとともに、運転者の脳血管疾患対策や心臓疾患対策などの健康管理に関する取組を着実に推進すること。

以 上

令和2年10月14日
自由民主党バス議員連盟